

中小企業庁 御中

意見書

NPO 法人の中に「出資型」の類型を創って頂きたい

- ・ 配当は禁止もしくは極小額の非配当型
- ・ 出資型の多寡だけでなく、定款により議決権を付与できる LLC 型

【立ち上げやすくなる】

- ・ 出資が認められると、寄付とは違い出資金を集めやすくなり、社会起業を大いに後押しします
- ・ 更に出資型 NPO への出資を損金算入できるようにすることで、ソーシャルビジネスのスタートアップを更に加速します

【お金が集めやすくなる】

- ・ 企業にとって、寄付は財務上はマイナスでしかありません。しかし出資は原理的には戻って来ることが考えられるため、よりハードルが下がります
- ・ また、ベンチャーキャピタルや投資ファンドでも、現在は利益の一部から寄付をするという形にならざるを得ませんが、例えば投資ポートフォリオの中に、ソーシャルビジネス（出資型 NPO）を組み込むことで、本業の中で社会事業支援が行うことが可能になります

【合併が可能に】

- ・ NPO 法人は株式の仕組みがないので、合併が一般的ではありません
- ・ 一方で、経営者の高齢化に伴って、廃止してしまったり、存続はしているが勢いが落ちたまま存続することも多くあります
- ・ 出資型 NPO が可能になれば、こうした実績はあるが高齢化した NPO を、勢いのある NPO と統合し、より大規模化したり、弾みをつけたりすることが可能です

【ジョイントベンチャーや子 NPO を創りやすい】

- ・ NPO が企業と連携し、新たなサービスを生み出していく事例が多くでていま

す。(フローレンスの子育て支援マンション「アパートメンツタワー勝ちどき」等)

- ・こうした例において、これまでは委託や、資本参加を伴わない「提携」形式しかあり得ませんでした

- ・しかし、企業・NPO の双方が出資する、もしくは企業が出資し、NPO がノウハウを提供する等の方法によって、ジョイントベンチャーや子NPO を創っていくことができれば、より強いコミットメントを伴う連携が可能になり、新たな社会事業が生み出されやすくなります

【「上場」が可能になる】

- ・日本取引所の内規を改定して頂ければ、NPO も上場が可能になります
- ・そうすると、証券市場からの資金調達が可能になり、より大規模な社会事業の展開が可能になります

- ・投資家のインセンティブは配当や株価値上がりではなく「元本が戻ってくる可能性の高い寄付（あるいは寄付性の高い投資）」です。

- ・カナダやシンガポールでは、既に社会的証券取引所が設けられているので、日本でもソーシャルエクステンジマーケットを創出していける可能性は十分あると言えるでしょう

認定 NPO 法人フローレンス 代表理事 駒崎弘樹